○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町河原沢字日向沢一五六二、一五六四から一五六八まで、一五六九の一、一五六九の二、一五七〇、一五七六、字木明一六五七、一六五九、字白沢二五六一、二五六二、二五六三の一、二五六三の二、字仁平沢二六八三の一から二六八三の三まで・二六八四の一から二六八四の三まで・二六八六の一から二六八六の四まで・二六八九・二六九八・二七〇〇・二七〇三の一・二七〇三の二・二七一〇の一・二七一〇の二・二七一一の一から二七一一の三まで・二七一三の一から二七一三の三まで・二七一四の一から二七一四の三まで・二七一六の一・二七一六の二・二七七四の一から二七七四の三まで・二七七八の一・二七七八の二・二七七八の五・二七七八の六・二七九二・二七九三・二八〇七の一・二八〇七の二（以上三十九筆について次の図に示す部分に限る。）、二六八五、二六八八、二六九二の一、二六九二の二、二六九六、二六九七の一、二六九七の二、二七〇一、二七〇二、二七〇四、二七〇五、二七〇八の一、二七〇八の二、二七一二、二七二〇から二七三二まで、二七三三の二、二七三四から二七三六まで、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三の一、二七四三の二、二七四六、二七四八の一、二七四九、二七五四、二七五六から二七六一まで、二七六三の一、二七六三の二、二七六四から二七七〇まで、二七七二の一、二七七二の二、二七七六、二七七九、二七八〇の一、二七八一、二七八三、二七八四の一、二七八五、二七八六の一、二七八七から二七九一まで、二七九四、二七九六、二七九七、二七九九、二八〇〇、二八〇二、二八〇三、二八〇六、二八〇九の一から二八〇九の三まで、二八〇九の五、二八一〇の一、二八一一の一、二八一二、二八一四から二八一六まで、二八一九、二八二〇、二八二二、二八二三、二八二四の一、二八二五、二八二六の一、二八二七の一、二八二七の二、二八二八から二八三三まで、字崩落二八四四の一・二八七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八四二の一から二八四二の三まで、二八四三の一、二八四三の二、二八四四の二、二八四五の一、二八四六の一、二八四六の三、二八四七の一、二八四八、二八四九の一、二八四九の二、二八四九の四、二八五〇の一から二八五〇の三まで、二八五一の一、二八五一の三、二八五一の四、二八五一の六、二八五二の一、二八五二の二、二八五三の一、二八五三の二、二八五四の一、二八五四の二、二八五五の一、二八五五の三、二八五六、二八五七、二八五八の二、二八五九の一、二八五九の二、二八六八の一、二八六九の一、二八七〇の一、二八七〇の二、二八七一の一から二八七一の三まで、二八七二の一から二八七二の三まで、二八七三の一、二八七三の二、二八七五の一、二八七五の三、二八七六、二八七八、二八七九、二八八〇の一、二八八〇の三、二八八一の一、二八八一の二、二八八二の一、二八八二の二、二八八三の一、二八八三の二、二八八四の一、二八八四の二、二八八五の一、二八八五の二、二八八六の一、二八八九から二八九一まで、二八九二の一、二八九二の二、二八九三の一から二八九三の四まで、二八九四の一、二八九四の二、二八九五、二八九六、二八九七の一から二八九七の三まで、二八九八の一から二八九八の四まで、二八九九の一から二八九九の三まで、二九〇〇の一、二九〇〇の二、二九〇一から二九一三まで、二九一四の一、二九一四の二、二九一五から二九二〇まで、二九二一の一、二九二二の一、二九二三、二九二四、字志加坂三〇三二・三〇三四・三〇三五・三〇三七・三〇四六・三〇六五・三〇六七・三〇七五の一・三〇八一の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二九二五、二九二六、二九二七の一、二九二八から二九三〇まで、二九三二から二九四四まで、二九四六、二九四七、二九四八の一、二九四八の二、二九四九の一、二九四九の二、二九五〇の二、二九五一の一、二九五一の二、二九五二の一、二九五三の一、二九五三の二、二九五四の一、二九五四の二、二九五五の一、二九五五の二、二九五六の一から二九五六の三まで、二九五七から二九五九まで、二九六〇の一から二九六〇の三まで、二九六一から二九六三まで、二九六四の一、二九六四の二、二九六六、二九六八、二九六九、二九七一から二九七八まで、二九八〇、二九八一、二九八四、二九八五の一、二九八六、二九八七の二から二九八七の四まで、二九八九から二九九四まで、二九九五の一、二九九六から二九九八まで、三〇〇〇、三〇〇一、三〇〇三から三〇〇六まで、三〇〇八から三〇一〇まで、三〇一三から三〇一五まで、三〇一六の一、三〇一八の一、三〇一九の一、三〇一九の二、三〇二〇の一、三〇二〇の二、三〇二一から三〇二四まで、三〇二五の一、三〇二六の一、三〇二六の二、三〇二七の一、三〇二七の二、三〇三〇の一、三〇三〇の二、三〇三八から三〇四五まで、三〇四七、三〇四八、三〇五一の一、三〇五一の二、三〇五二の一、三〇五二の二、三〇五三から三〇五六まで、三〇六〇から三〇六四まで、三〇六六の一、三〇六六の二、三〇六八、三〇六九、三〇七三、三〇七六、三〇七七、三〇七九、三〇八〇、三〇八一の二、字大平三〇八三の一、三〇八三の二、三〇八四、三〇八五、三〇八七の一、三〇八九、三〇九二の一、三〇九二の三、三〇九四、三〇九五、三一〇〇、三一〇一、三一〇三、三一〇四、三一一七の一、三一一七の二、三一二一、三一二二、三一二三の一、三一二三の三、三一二四の一、三一二六、三一二七の一、三一二八、三一二九、三一三〇の一、三一三〇の二、三一三一から三一三五まで、字八足三一三九、三一六〇の二、三一六二の一から三一六二の三まで、三一六二の五、三一六七から三一七一まで、三一七二の一、三一七三、三一七四の一、三一七五から三一七七まで、三一八〇、三一八一、三一八三から三一八五まで、三一八九、三一九〇の一、三一九二、三一九五、三一九七の二、三一九八、三一九九、三二〇〇の一、三二〇〇の二、三二〇二、三二〇四、三二〇五、字和田向三二〇六、三二〇七、三二二九から三二三一まで、三二三三、三二三四の一、三二三四の二、三二三五から三二三七まで、三二五三から三二五八まで、三二九一、字橋詰前山三三二〇、三三二一、三三二二の二、三三二三から三三二八まで、三三二九の二、三三三〇から三三三三まで、三三三七、三三三八、字皆和田三四二〇の一・三五四二の一・三五五〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三三八八から三三九〇まで、三三九四から三三九六まで、三四〇〇の一、三四〇一、三四〇三、三四〇四の二、三四一一、三四一三、三四一四の一、三四一四の二、三四一六の一、三四一八の一、三四一八の二、三四二一の一、三四二二、三四二三、三四二五の一、三四二七から三四三一まで、三四三二の一、三四三三から三四四四まで、三四四五の一、三四四六から三四四八まで、三四五三から三四五五まで、三四五九、三四六四、三四七〇、三四七一、三四七三、三四七四、三四七六、三四七七、三四七九、三四八一の一、三四八二から三四八四まで、三四八五の一、三四八六から三四九〇まで、三四九七、三四九八、三四九九の一、三五〇〇の一、三五〇九、三五一一の一、三五二八から三五三〇まで、三五三一の一、三五三二の一、三五三四の一、三五三四の二、三五四三の一、三五四三の三、三五四九の一、三五四九の三、三五五二、字仁田ノ平三五五五・三五六一・三五六三の一・三六六五の一・三六六五の二・三六六五の四・三六六五の五・三六六八・三六六九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、三五五六から三五五八まで、三五六四の一、三五六四の二、三五六六の一、三五六九、三五七〇の一、三五七五、三五七六の一、三五七七の一、三五八〇、三五八三から三五八五まで、三五八七、三五八八、三五九一の一、三五九一の二、三五九二から三五九五まで、三五九八から三六〇〇まで、三六〇三、三六〇四、三六〇六の一、三六〇七、三六一二、三六一四、三六一五の一、三六一六の二、三六一七、三六一八、三六二三、三六二四、三六二六の一から三六二六の三まで、三六二七の一から三六二七の三まで、三六二九の一から三六二九の三まで、三六三〇の一から三六三〇の三まで、三六三一の一、三六三一の三、三六三一の四、三六三二、三六三三の一から三六三三の三まで、三六三四、三六三七の一、三六三八、三六四二から三六四四まで、三六四八、三六四九、三六五二、三六五三、三六六一、三六六七、三六七五の二、三六七六、三六七七、三六八一、三六八三、字寺尾三七一六から三七二〇まで、三七二三から三七二七まで、三七四五から三七四八まで、三七五〇、三七五一、三七五三、三七五五の一、三七五六、三七六六から三七六八まで、三七七〇、三七七二から三七七四まで、三七七八、三七七九、三七八三の一から三七八三の四まで、三七八五の一、三七八六から三七八八まで、三七八九の一、三七九一から三七九三まで、三七九六、三七九七、三七九九、三八〇一、三八〇二、三八〇三の二、三八〇五の一、三八〇七、三八一一の一、三八一四、三八一六の一、三八一九から三八二一まで、三八二四、三八二五、三八二七の二、三八二七の三、三八二九、三八三一の一から三八三一の三まで、三八三二、三八三三、三八三五の一、三八三五の三、三八三五の四、三八三七、三八三九、三八四一、三八四三、三八四五から三八四七まで、三八四九の一、三八五〇から三八五